

○総務省告示第三百七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の四ただし書の規定に基づき、総務大臣が別に定める無線局及び周波数の幅を次のように定め、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月三日

総務大臣 新藤 義孝

無線局	設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク又は設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局
周波数の幅	当該無線局の無線設備が同時に発射することができる電波の周波数に対応するテレビジョン放送のチャンネル区分（四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数を六MHz幅に区分したものをいう。）の幅を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

○総務省告示第三百八号

電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第百三条の二第三十七項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書を次のとおり定め、平成二十六年十月一日から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第二百六号（立入検査を行う職員の身分を示す証明書を定める件）は、平成二十六年九月三十日限り、廃止する。

平成二十六年九月三日

総務大臣 新藤 義孝

（表面）

第 号

納付受託者検査職員証明書

この証明書を携帯する職員は、電波法第 103 条の 2 第 37 項の規定により立入検査を行う権限を有する者であることを証する。

所 属
氏 名
交 付
有 効 期 限
年 月 日
年 月 日

総 務 省 印

(裏面)

電波法抜粋

第 103 条の 2 第 37 項 総務大臣は、第 27 項から前項までの規定を施行するため必要があるとき、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされて

いる場合における当該電磁的記録を含む。) その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第 103 条の 2 第 38 項 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。